公益財団法人 京都市文化観光資源保護財団
定　款

第１章　総　　則

（名　称）
第　１　条　　この法人は、公益財団法人京都市文化観光資源保護財団と称する。

（事務所）
第　２　条　　この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

（目　的）
第　３　条　　この法人は、京都市域に存する文化財、伝統行事など、後世に継承するに足る文化観光資源を、これらをとりまく自然環境とともに保護し、かつ、その活用を図ることにより、京都市の文化観光の健全な発展を促進しもって、京都市民及び国民の生活の安定と文化的向上に寄与することを目的とする。

（事　業）
第　４　条　　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）文化財所有者、管理者等の行なう文化観光資源保護事業に対する助成
（２）伝統行事、伝統芸能の保存及び執行に対する助成
（３）文化観光資源をとりまく自然環境の保全及びその整備に対する助成
（４）文化観光資源施設の整備に対する助成
（５）文化観光資源の管理
（６）文化観光資源に関する保護思想及び知識の普及向上
（７）文化観光資源に関する調査研究並びに情報の収集及び提供
（８）その他公益目的を達成するために必要な事業
２　前項の事業については、京都市域において行うものとする。

（事業年度）
第　５　条　　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

第２章　財産及び会計

（財産の種別）

第　６　条　　この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の２種類とする。

２　基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

３　その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

４　公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

（基本財産の維持及び処分）

第　７　条　　基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

２　やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

（財産の管理・運用）

第　８　条　　この法人の財産の管理・運用は理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資産運用規程によるものとする。

（事業計画及び収支予算）

第　９　条　　この法人の事業計画書及び収支予算書等（資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を含む。以下同じ。）は、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出するものとする。

（事業報告及び決算）

第　10　条　　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録（以下この条において「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

２　前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後３ケ月以内に行政庁に提出するものとする。

３　この法人は、第１項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

（会計原則等）

第　11　条　　この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2　この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計規則によるものとする。

3　特定資産並びに特定資産の取得又は改良及び特定費用準備資金のために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第３章　評議員及び評議員会

第１節　評議員

（定　数）

第　12　条　　この法人に、評議員20名以上30名以内を置く。

（選任等）

第　13　条　　評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　その評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ　その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　その評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④　国立大学法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人又は認可法人

３　評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

４　評議員に異動があったときは、２週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

（権　限）

第　14　条　　評議員は、評議員会を構成し、第17条第２項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任　期）

第　15　条　　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は退任した評議員の残任期間とする。

３　評議員は、辞任又は任期満了後においても、第12条に定めた員数が欠けた場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（報酬等）

第　16　条　　評議員は、無報酬とする。ただし、この法人の職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第２節　評議員会

（構成及び権限）

第　17　条　　評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

２　評議員会は、次の事項を決議する。

（１）評議員の選任及び解任

（２）役員の選任及び解任

（３）役員の報酬に関する規程

（４）役員の報酬等の額

（５）定款の変更

（６）各事業年度の事業報告及び決算の承認

（７）公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

（８）合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

（９）前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び財団法人法に関する法律（以下「一般法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項

３　前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第20条第１項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

（種類及び開催）

第　18　条　　評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

２　定時評議員会は、毎事業年度終了後３ケ月以内に開催する。

３　臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

（招　集）

第　19　条　　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

２　前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

３　前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

（招集の通知）

第　20　条　　理事長は、評議員会の開催日の５日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

２　前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議　長）

第　21　条　　評議員会の議長は、評議員会において評議員の互選により選任する。

（定足数）

第　22　条　　評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決　議）

第　23　条　　評議員会の決議は、一般法第189条第２項に規定する事項及びこの定款に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

（決議の省略）

第　24　条　　理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

（報告の省略）

第　25　条　　理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第　26　条　　評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、評議員会議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに記名押印しなければならない。

（評議員会運営規則）

第　27　条　　評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第４章　役員等及び理事会

第１節　役員等

（種類及び定数）

第　28　条　　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　　10名以上20名以内

（２）監事　　２名以上３名以内

２　理事のうち１名を理事長、２名以内を副理事長、１名を専務理事、２名以内を常務理事とする。

３　前項の理事長をもって一般法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条が準用する第91条第１項第２号に規定する業務執行理事とする。

（選任等）

第　29　条　　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

３　監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

４　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は３親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

５　他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

６　理事又は監事に異動があったときは、２週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

（理事の職務・権限）

第　30　条　　理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

２　理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　副理事長は、理事長を補佐する。

４　専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行し、理事長に事故があるときまたは欠けたときは、その業務に係る職務を代行する。

５　常務理事は、専務理事を補佐する。

６　理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に４ケ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務・権限）

第　31　条　　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

（２）この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

（３）理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

（４）理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

（５）前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せらない場合は、直接理事会を招集すること。

（６）理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

（７）理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

（８）その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（任　期）

第　32　条　　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

３　任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、第28条第1項で定めた員数が欠けた場合には、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

（解　任）

第　33　条　　役員が、次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の３分の２以上の議決に基づいて行わなければならない。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

（会　長）

第　34　条　　この法人に会長を置き、京都市長をもってこれにあてる。

２　会長は、必要に応じてこの法人に意見を述べることができる。

（顧　問）

第　35　条　　この法人に顧問を置くことができる。

２　顧問は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

３　顧問は、この法人の事業遂行上重要な事項について、理事長の諮問に応じ意見を述べることができる。

４　顧問の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（報酬等）

第　36　条　　役員及び会長、顧問は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、報酬を支給することができる。

２　前項後段に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

３　役員には、この法人の職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（取引の制限）

第　37　条　　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

（１）自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

（２）自己又は第三者のためにするこの法人との取引

（３）この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

３　前２項の取扱いについては、第49条理事会運営規則によるものとする。

（責任の免除）

第　38　条　　この法人は、役員の一般法第198条において準用される第111条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第２節　理事会

（設　置）

第　39　条　　この法人に理事会を設置する。

２　理事会は、すべての理事をもって組織する。

（権　限）

第　40　条　　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

（１）評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

（２）規則及び規程の制定、変更及び廃止に関する事項

（３）前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

（４）理事の職務の執行の監督

（５）代表理事及び業務執行理事の選任及び解職

２　理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

（１）重要な財産の処分及び譲受け

（２）多額の借財

（３）重要な使用人の選任及び解任

（４）従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

（５）内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

（６）第38条の責任の免除

（種類及び開催）

第　41　条　　理事会は、通常理事会及び臨時理事会の２種とする。

２　通常理事会は、毎事業年度２回以上開催する。

３　次の各号の一に該当する場合は、臨時理事会を開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき。

（２）理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

（３）前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

（４）第31条第１項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招　集）

第　42　条　　理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第３項第３号により理事が招集する場合及び前条第３項第４号後段により監事が招集する場合を除く。

２　前条第３項第3号による場合は、理事が、前条第３項第４号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

３　理事長は前条第３項第２号又は第４号前段に該当する場合は、その請求があった日から２週間以内に理事会を招集しなければならない。

４　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の５日前までに、各役員に対して通知しなければならない。

５　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議　長）

第　43　条　　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第　44　条　　理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決　議）

第　45　条　　理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第　46　条　　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）

第　47　条　　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2　前項の規定は、第30条第6項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第　48　条　　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長（理事長に事故もしくは支障があるときは出席理事）及び監事は、これに記名押印しなければならない。

（理事会運営規則）

第　49　条　　理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第５章　会　員

（会　員）

第　50　条　　この法人に会員を置くことができる。

2　この法人の目的に賛同し、寄附をした団体及び個人を会員とする。

3　会員は、次の３種とする。

（１）特別会員

（２）普通会員

（３）賛助会員

4　会員は、この法人の運営につき意見を述べ、またこの法人が主催する事業等に参加できるものとする。

5　会員に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める会員規程による。

第６章　委員会

（委員会）

第　51　条　　この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の諮問機関として委員会を設置することができる。

2　委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める委員会規程による。

第7章　事務局

（設置等）

第　52　条　　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第　53　条　　事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（１）定款

（２）理事、監事及び評議員の名簿

（３）認定、許可、認可等及び登記に関する書類

（４）理事会及び評議員会の議事に関する書類

（５）財産目録

（６）役員の報酬に関する規程

（７）事業計画書及び収支予算書等

（８）事業報告書及び計算書類等

（９）監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2　前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第59条第２項に定める情報公開要綱によるものとする。

第8章　定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第　54　条　　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2　前項の規定は、この定款の第３条及び第４条、第13条についても適用する。

（合併等）

第　55　条　　この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の３分の２以上の議決により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2　前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出るものとする。

（解　散）

第　56　条　　この法人は、一般法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第　57　条　　この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第30条第２項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を１ケ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第５条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第　58　条　　この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第５条第17号に掲げる法人に寄附するものとする。

第9章　情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第　59　条　　この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

２　情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める情報公開要綱による。

（個人情報の保護）

第　60　条　　この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

（公　告）

第　61　条　　この法人の公告は、電子公告による。

２　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、京都市において発行する京都新聞に掲載する。

第10章　補　則

（委　任）

第　62　条　　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　整備法第106条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第５条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を公益法人の事業年度の開始日とする。

3　この法人の最初の代表理事は山口昌紀、業務執行理事は小林正雄とする。